会議の議事録

会議の名称	（番号） １－０４	墨田区国民健康保険運営協議会（令和６年度第２回）		
開催日時	令和７年３月１１日（火）午後１時４５分から午後２時２５分まで			
開催場所	墨田区役所　７階　庁議室			
出席者数	１８名　【委　員】被保険者を代表する委員　４名 戸井田、倉田、大嶋、星野の各委員 保険医又は保険薬剤師を代表する委員　６名 山室、石橋、浅野、秡川、浅尾、勝野の各委員 公益を代表する委員　　６名 福田、はねだ、村本、しみず、中村、あべの各委員 被用者保険等保険者を代表する委員　２名 和田、古川の各委員 ８名　【事務局】区民部長、国保年金課長、 国保年金課係長４名、こくほ庶務係職員２名			
会議の公開（傍聴）	公開（傍聴できる）　部分公開（部分傍聴できる） 非公開（傍聴できない）		傍聴者数	０人
議題	墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について その他報告事項			
配付資料	１　墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要 ２　特別区国民健康保険基準保険料率等の算定数値 （参考資料１）国民健康保険制度について （参考資料２）モデルケース（収入別・世帯構成別）による試算 （参考資料３）令和７年度確定係数に基づく標準保険料率 ３　令和５年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績 ４　令和７年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）			
会議概要	１　開会 ２　区長挨拶 （公務の都合により、区長退出） ３　墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の審議 国保年金課長から改正条例案についての説明を聴取した後、審議を行った。 【質疑応答】 Ａ　委　員：今回、１人当たり保険料が３，７８１円引下げとなった一方で、令和６年度と比較して一般会計からの繰入れを３億７，７９０万７千円減らすとのことである。仮に、令和７年度も同様の繰入れがされた場合、どれくらいの引下げとなるか。 国保年金課長：財源不足を補填するための繰入金について、令和６年度と同額の繰入れを行うと６，７２６円の引下げとなる。			

	Ａ　委　員：引上げではなく、引下げとなったのは良かったが、今回の引下げでも保険料は高いままである。引下げ幅が小さいため、今回の改正条例案には反対である。 Ｂ　委　員：今回、墨田区の保険料率は引下げとなったが、全国的にどのような状況であるか、把握していれば伺いたい。 国保年金課長：全国的な保険料率は現時点では公表されていないが、今回保険料率が下がった要因として、令和６年度の保険料率を算定した際の医療費の推計よりも、実際の医療費の伸び率の方が低かったことが挙げられる。 社会保険でも同様の傾向が見られるということで、全国的に保険料率が下がったかどうかは現時点では何とも言えないが、そのような医療費の傾向であると聞いている。 Ｂ　委　員：一点要望したいのが、墨田区国民健康保険運営協議会において、他自治体のように、重複・頻回受診者や重複服薬者指導といった医療費適正化の取組事例を住民の皆さんに広く情報共有してもらいたい。 また、データの利活用についても、国保に関するデータがオープンデータ化されるということで、それも併せて情報共有をして、この協議会で議論できるようにしていただきたい。 国保年金課長：ジェネリック医薬品への切替えの勧奨や糖尿病の重症化予防、重複・頻回受診、重複・多剤服薬事業など、医療費適正化事業は様々実施している。ジェネリック医薬品への切替えの勧奨については、現在、８割弱程度の利用率となっているが、その他の事業については利用率がそこまで高くないという現状がある。医療費適正化事業の推進状況について、どのように示すことができるか検討し、この運営協議会で意見をいただければありがたい。 Ｃ　委　員：低所得者に係る均等割額の減額について、令和６年度は７割減額の所得判定基準の変更はなく、５割減額でプラス５千円、２割減額でプラス１万円だったが、今回は５割減額でプラス１万円、２割減額でプラス１万５千円となっている。この根拠と全体に占める７割・５割・２割減額の方の割合を伺いたい。 国保年金課長：所得判定基準引上げについて、物価上昇の影響で賃金が上昇することにより、軽減の対象となる世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直しを行っている。見直し幅については、政府が消費者物価指数などを総合的に勘案して決定すると聞いている。昨年７月の内閣府の試算で、令和６年度の消費者物価が２．８％程度上昇することが見込まれることなどを考慮し、令和７年度から５割軽減については１万円、２割軽減については１万５千円引上げを行うことで、軽減の対象から外れないように改正が行われている。７割軽減については、基礎控除の４３万円を基準としており、この基準に変更がないため、今回改定はなかった。本区の軽減世帯の割合については、令和７年度予算の見込みで言うと、７割軽減の世帯が全世帯の４６．７％、５割軽減の世帯が９．２％、２割軽減の世帯が６．９％で、合計６２．８％程度となって

	いる。 Ｃ　委　員：今年度の割合は、前年度と同程度か。 国保年金課長：今回の引上げは軽減世帯の割合が変わらないように国が試算したものであるが、前年度の割合が６１．８％であり、墨田区においても大きな乖離はないと考える。 ※補足説明 前記の説明にある軽減世帯の割合は、所得判定基準の引上げの影響を把握するため、一人世帯を対象として試算したものである。 【審議結果】 改正条例案について一部の委員から異議があったが、挙手による採決の結果、賛成多数であったことから、原案を適当と認めることと決定した。 この審議結果については、会長において整理の上、区長に答申することとした。 ４　報告事項 国保年金課長から令和５年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績、令和７年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について説明を聴取した後、質疑を行った。 【質疑応答】 なし ５　閉会
所　管　課	区民部　国保年金課　こくほ庶務係　０３－５６０８－６１２０（直通）